

令和3年度社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査結果

1 指導監査の実施状況

指導監査の実施にあたっては、東大阪市社会福祉法人等指導監査要綱及び令和3年度東大阪市社会福祉法人等指導監査実施方針等に基づき、その運営状況、利用者支援等に関して、指導監査を実施した。

(1)社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況（令和3年度）

令和3年度当初の予定では、令和3年7月から令和4年2月にかけて、所管する62法人のうち、15法人に対して社会福祉法人に対する指導監査を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症「オミクロン株」の感染急拡大に伴い令和4年1月下旬に予定していた2法人について、今年度の実施を見送り、13法人に対して実施しました。

また、社会福祉施設に対する指導監査については、緊急事態宣言中（令和3年8月から9月初旬）については、監査項目を一部省略することにより、時間短縮に努め実施しました。しかし、社会福祉法人の指導監査と同様に社会福祉施設の指導監査についても令和4年1月下旬より実施を見送りました。

(2)社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況（令和3年度）

対象種別（法人）	対象数	実施数	備考
社会福祉法人	62	13	

対象種別（施設）	対象数	実施数	備考
生活保護施設（救護施設）	1	0	
児童福祉施設	58	51	
保育所	(28)	(24)	
幼保連携型認定こども園	(30)	(27)	
障害福祉施設	51	0	
障害者支援施設	(2)	(0)	
障害福祉サービス事業	(40)	(0)	
従たる事業所	(9)	(0)	
老人福祉施設	41	2	
養護老人ホーム	(1)	(0)	
特別養護老人ホーム	(32)	(2)	
軽費老人ホーム	(0)	(0)	
ケアハウス	(8)	(0)	
合 計	151	53	

(3) 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の文書・口頭指摘数

(令和3年度)

指導監査における指摘数について、監査内容により分類し、以下のとおり示す。

本部運営		施設運営						会計管理	
		職員処遇等		利用者支援		食事提供			
文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
5	6	9	4	0	56	13	15	18	18

* 監査に対して文書による改善報告を必要としなかった法人数→23法人

【参考】

(4) 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況 (令和2年度)

対象種別 (法人)	対象数	実施数	備考
社会福祉法人	64	5	

対象種別 (施設)	対象数	実施数	備考
児童福祉施設	58	5	
保育所	(29)	(5)	
幼保連携型認定こども園	(29)	(0)	

(5) 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の文書・口頭指摘数

(令和2年度)

指導監査における指摘数について、監査内容により分類し、以下のとおり示す。

本部運営		施設運営						会計管理	
		職員処遇等		利用者支援		食事提供			
文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
11	6	1	2	0	4	0	3	15	0

* 監査に対して文書による改善報告を必要としなかった法人数→2法人

(注)・本部運営：定款、理事会・評議員会等の運営、監事監査等に関する事項

・職員処遇等：人事管理

・利用者支援：入所・通所者支援、施設整備管理等に関する事項、
非常災害対策等に関する事項

・食事提供：栄養管理、衛生管理に関する事項

・会計管理：本部運営・施設運営の経理事務、財産管理に関する事項

2 法人（本部）運営についての課題

社会福祉法人は、法令及び定款の規定に基づき、社会福祉施設等の運営を行う。特に、施設整備や運営に多くの公的資金が投入され、税制上の特別措置なども講じられていることから、公正かつ適正な運営が強く求められている。

法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化・重点化及び明確化を図るため、法人指導を行う基準として「社会福祉法人指導監査実施要綱」が制定され、本要綱に基づいて指導監査を行っている。

重点的に確認した事項は、以下のとおりである。

- ・評議員（選任・解任委員会含む）、理事及び監事の適切な選任
- ・理事会、評議員会の開催状況、理事長の選出及び要審議事項
- ・監事監査及び監事の理事会への出席、決算の評議員会での審議状況
- ・役員等報酬の状況（評議員会の審議内容、規程及び役員等の勤務実態）
- ・情報の公表 等

3 施設運営についての課題

社会福祉施設は、利用者の生活の質の向上を図らなければならない。

施設運営にあたっては、利用者本位の運営を心がけること、施設の運営理念に沿って効率的な業務執行を図ること、各法に定められている最低基準等を理解し遵守することなどが必要である。

また、ボランティアや実習生の積極的な受け入れ、地域との様々な交流等、地域社会に開かれた施設運営が求められている。福祉サービス第三者評価事業を受審し、福祉サービスの質の向上に努めることや、関係機関と連携をはかりながら、地域の福祉ニーズに対して社会福祉法第24条第2項の規定により「地域における公益的な取組」が求められている。

（1）職員処遇及び災害事故防止対策

施設職員の処遇については、労働基準法等関係法規を遵守し、各法人・施設で定めた就業規則、給与規程等に従い、適切に人事管理等を行わなければならない。

災害事故防止対策としては、各社会福祉施設等において、消防法令等の趣旨を十分に理解し、各施設の設備運営基準等に定められた避難訓練及び消火訓練を実施し、消防法令に基づく消防用設備の設置、定期的な点検を行わなければならない。

なお、「水防法」「土砂災害防止法」の改正を受けて、東大阪市地域防災計画に多くの社会福祉施設も要配慮者利用施設として位置付けられたことから、平成31年3月以降、該当施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されている。

(2) 利用者支援

利用者は、個々に異なる生活歴や心身の状況を有している。利用者支援にあたっては、利用者の心情や健康、人権への十分な配慮のもと、利用者個々の心身の状況に応じた適切なサービスを提供しなければならない。

このため、各施設では、利用者の状況を総合的に把握したうえ、支援に直接携わる職員だけでなく、医師、看護師、栄養士等の意見を含めた利用者に対する支援計画を策定し、多職種協働のもと、利用者の立場にたったサービスを提供する必要がある。そして、利用者に関する情報を共有し、より質の高いサービスを提供するため、また、関係者に対して説明責任を果たすため、支援内容の正確な記録整備が求められている。

また、現金等の自己管理が出来ない利用者からの預り金等については、本人や家族の意思を尊重し適正に管理しなければならない。

(3) 食事提供及び衛生管理

社会福祉施設で提供される食事は、施設利用者の健康維持増進と生活の質の向上を図るものである。献立は、日本人の食事摂取基準 2020 年版に基づいて作成され、個々の身体の状態及び嗜好を考慮し、食環境を整備して適切に提供しなければならない。日々の食事は楽しみでもあることから、行事食や伝承料理をとり入れ、また食育の観点からクッキング等の活動を取り入れることも大切である。

食事の提供においては、食中毒及び感染症の発生や異物混入などの事故を予防する為、「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」が通知されている。社会福祉施設等における食中毒を予防するため、大量調理施設衛生管理マニュアルの要件に該当しない社会福祉施設等についても、可能な限りマニュアルに基づく衛生管理に努めることが必要である。

4 会計管理についての課題

社会福祉施設は、公費を主たる財源として運営される極めて公共性の高いものである。会計上の取扱いにあたっては、社会福祉法人会計基準省令、運用上の取扱通知、運用上の留意事項通知等を遵守することにより、公正性と透明性を確保し、経営及び資産の状況について常に明らかにしておく必要がある。

(1) 財産管理、寄附金の取扱い等

安定的かつ継続的な法人、施設運営の確保のため、社会福祉事業の用に供する不動産は、原則、法人の自己所有とし、基本財産として管理しなければならない。これを処分又は担保に供する場合は、理事会等の議決を得たうえ、所轄庁の承認を得ることが必要である。一方、施設用地を民間から借用している場合は、長期的・安定的な使用を確保するため、事業存続に必要な期間の地上権等の設定及びその登記が必要である。

寄附金の受入れについては、寄附者の任意性を明確にするため、自筆の寄附申込書を徴するとともに、寄附者の意向に沿って使用する必要がある。特に利用者やその家族、施設等職員からの寄附は、強要とみなされるおそれが多分にあるので、その取扱いについては慎重を期す必要がある。

(2) 経理事務

経理事務については、各法人が定めた経理規程等に従い、事務処理体制や責任体制を明確にし、内部牽制機能を十分発揮することが必要である。その上で、社会福祉法人会計基準をはじめとする各通知等に基づき、適切な会計処理を行わなければならない。

【参考：会計管理に関して】

●会計監査人及び専門家による支援等について

社会福祉法の改正により、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、経営組織のガバナンスの強化、経営の透明性の確保、財務規律の向上等を目的として、平成29年度から一定の規模を超える法人に対しては、会計監査人の設置が義務付けられた。

また、会計監査人の設置義務の対象とならない法人においても、定款において会計監査人の設置を定めることで、会計監査人をおくことができる。

一方、社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手であり、会計監査人の設置が義務付けられないとしても、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが求められており、会計監査を受けない法人においては、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましい。